

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和3年10月27日決裁分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 6件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 7件

国民年金関係 3件

厚生年金保険関係 4件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100079号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100076号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和32年7月19日から昭和33年6月1日まで

A社に1年程度勤務していたと思うが、厚生年金保険被保険者期間が1か月なので、調査の上、資格喪失年月日を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社は、請求期間から長期間経過しているため、当時のことを知る者がいない上、資料がなく、請求者が当該期間において同社に勤務していたか否か、厚生年金保険料を控除したか否かについては、いずれも不明である旨回答している。

また、オンライン記録によると、A社における請求期間当時の事業主は既に死亡しているため、請求者の当該期間に係る具体的な勤務状況等について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間に被保険者記録が確認できる者のうち、連絡先の確認できた元同僚7人に照会したところ、回答のあった二人は、請求者のことを覚えておらず、請求者の請求期間に係る勤務実態等について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000517号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100077号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和19年10月1日、喪失年月日を昭和21年1月1日に訂正し、昭和19年10月から昭和20年12月までの標準報酬月額を30円とすることが必要である。

昭和19年10月1日から昭和21年1月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(子)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和19年7月1日から昭和25年11月頃まで

A社(後にB社に名称変更。現在は、C社。)に勤務していた請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がない。

調査の上、請求期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、昭和19年10月1日から昭和21年1月1日までの期間について、A社における被保険者資格のある同僚の陳述により、訂正請求記録の対象者が同社に勤務していたことが認められる。

一方、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)及び訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、訂正請求記録の対象者の被保険者資格の取得年月日は昭和19年6月1日であることが確認できるものの、喪失年月日は記録されていない。

また、A社に係る被保険者名簿は、昭和21年1月頃に書き換えられたものと推認され、訂正請求記録の対象者が同月以降も被保険者であれば、書換え後の被保険者名簿に記録されると考えられるところ、当該記録は見当たらないことから、同月以降、訂正請求記録の対象者が被保険者であったことを確認することができない。

ところで、厚生年金保険の被保険者期間として算入されるのは、厚生年金保険料が徴収されることとなった昭和19年10月1日以降の期間とされている。

これらを総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和19年10月1日、喪失年月日を昭和21年1月1日とすることが妥当である。

また、訂正請求記録の対象者の昭和19年10月から昭和20年12月までの標準報酬月額につ

いては、被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳の記録から 30 円とすることが妥当である。

請求期間のうち、昭和 21 年 1 月 1 日から昭和 25 年 11 月頃までの期間について、C 社は、訂正請求記録の対象者の当該期間に係る勤務形態及び厚生年金保険料控除の有無について、不明である旨回答しており、ほかに、当該期間について、厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として、請求期間のうち、昭和 21 年 1 月 1 日から昭和 25 年 11 月頃までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000834号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2100023号

第1 結論

昭和61年7月から昭和62年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年7月から昭和62年9月まで

昭和63年8月に、母親は、私に年金手帳を渡した際、「A市役所で国民年金の加入手続きをしたが、窓口の担当者から過去2年分の保険料を納めないと加入できない。空白があると年金を受け取るときに不利になると説明されたので、空白を埋めておいた。後は自分で納めるように。」と言っていたので、母親が請求期間を含む昭和61年4月から昭和63年3月までの国民年金保険料を納付してくれたと思っていたが、国の記録では、請求期間の保険料が未納となっているので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録における国民年金被保険者資格取得に係る処理日及び請求者に係るA市の国民年金被保険者検認台帳(以下「検認台帳」という。)における請求期間直前の昭和61年4月から同年6月までの期間に係る国民年金保険料の納付日から判断すると、昭和63年7月頃に行われた国民年金の加入手続きにより払い出されたと推認でき、当該加入手続き時点において、請求期間に係る国民年金保険料は、過年度納付することが可能である。

また、オンライン記録によると、請求者は、請求期間以外の国民年金加入期間について、国民年金保険料を全て納付しており未納期間はない。

さらに、前述の検認台帳において、請求者は、請求期間直前の昭和61年4月から同年6月までの期間及び請求期間直後の昭和62年10月から昭和63年3月までの期間の国民年金保険料をそれぞれ昭和63年7月29日及び平成元年10月26日に過年度納付していることが確認できる上、オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を納付していたとする請求者の母親は、国民年金加入期間の全てについて未納がないことを踏まえると、請求者の母親が、請求者の請求期間に係る国民年金保険料を過年度納付していたと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100062号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100078号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年11月1日から昭和61年5月21日まで

A社の正社員としてB店に勤務していた期間である請求期間について、厚生年金保険の被保険者記録がないので、請求期間を被保険者期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる場合とされている。

しかしながら、A社は、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる資料を保管していないため不明である旨回答しており、同社から請求者の請求期間における勤務実態等を確認することができない。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成6年4月1日であるところ、同社は、同日より前に同社に在籍していた者は、グループ会社のC社において厚生年金保険に加入していた旨回答していることから、請求期間に同社における厚生年金保険被保険者記録がある者に照会を行ったが、回答のあった者全員が請求者を知らない旨回答していることから、これらの者から請求者の請求期間における勤務実態等を確認することができない。

さらに、雇用保険の記録においても、請求者の請求期間に係るA社及びC社における被保険者記録は確認できない。

なお、請求者は、請求期間における勤務時間は20時から翌朝8時までの夜勤のみであった旨主張しているところ、前述の照会に対する回答のあった者のうち、請求期間当時にA社及びC社の社会保険、給与計算、求人労務等の事務をしていた旨回答及び陳述している者並びにB店において店長をしていた旨陳述している者のいずれもが、正社員で夜勤のみという勤務形態はなかった旨陳述していることから、夜勤のみであったとする請求者が請求期間において正社員であったとは考え難い。

このほか、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000761号
厚生局事案番号 : 近畿(脱)第2100001号

第1 結論

昭和20年4月1日から昭和31年11月19日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和20年4月1日から昭和31年11月19日まで

支給済期間 : ① 昭和20年4月1日から同年10月1日まで
② 昭和22年3月1日から昭和31年11月19日まで

国(厚生労働省)の記録において、A社及びB社に勤務した期間について、脱退手当金支給済みと記録されているが、当時、私は脱退手当金制度を知らなかったため、脱退手当金の請求をするはずがなく、昭和32年*月*日に長女を出産し、その後しばらくの間、病院及び自宅で療養していたので、支給日とされている同年2月7日に脱退手当金を受け取ることもできない。

そこで、総務省年金記録確認近畿地方第三者委員会に確認申立てを行ったが認められず、その後、近畿厚生局に訂正請求を、過去2回行ったがいずれも認められなかった。

今回は、前回の訂正請求時に添付したメモに説明を加え、年金の解説資料等を添付するので、再度調査の上、請求期間について、脱退手当金を受給していない厚生年金保険被保険者期間に記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 請求者の訂正請求については、i) 請求者に係る厚生年金保険被保険者台帳の保険給付欄には、請求期間に係る脱退手当金が支給されたことを示す「給付種類 脱手」「支給期間 122」「支給金額 22,791」「支給年月日 32.2.7」等が記載されており、当該記載内容はオンライン記録と一致している上、請求期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りはなく、一連の事務処理に不自然さはいかたがえないうこと、ii) 当時の脱退手当金の受領方法は、社会保険出張所(当時)で受領する「当地払」のほか、本人の住所から最も便利と認められる銀行又は郵便局で受領する「隔地払」があり、隔地払の場合、社会保険出張所は、日本銀行に小切手を振り出し、請求者に国庫金送金通知書を送付するとともに、年金記録上は当該小切手の振出日を脱退手当金の支給年月日として記録し、当該小切手の振出日から1年間は、国庫金送金通知書による脱退手当金の受領が可能であったことを踏まえると、脱退手当金の支給年月日において受領が困難であったことをもって、脱退手当金が支給されていないとは言い難いこと、iii) 請求期間に係る脱退手当金の支給年月日当時は、通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ老齢年金を受給できなかったことを踏まえると、請求者が脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえなく、このほか、請求者が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に平

成 27 年 10 月 28 日付け及び令和元年 11 月 15 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする近畿厚生局長の決定が通知されている。

今回の訂正請求についても、請求者は、脱退手当金の請求手続を行った記憶はなく、受給した記憶もないので、請求期間に係る脱退手当金の支給記録を取り消して、年金額に反映する記録に訂正してほしい旨主張し、3 回目の訂正請求を行っているものである。

しかしながら、近畿厚生局において、請求者から提出された資料を確認したが、本事案の認定に係る新たな事情の記載は見当たらず、これまでの決定を変更するような新たな資料及び事情はない。

- 2 脱退手当金に係る請求事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが、請求者は脱退手当金を受け取っていないとするものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料がない下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な点や矛盾が存在しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情がないかなど、いわゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、前記 1 のとおり、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な点や矛盾は見当たらず、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在する。

このほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討を行ったが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100034号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100079号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年10月1日から平成6年5月24日まで

A社の事業主であった期間のうち、請求期間の標準報酬月額が、実際に支給された報酬よりも低い額となっているので、調査の上、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、A社における請求者の請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日から約1か月後の平成6年6月24日付けで、平成4年10月1日に遡って8万円に減額訂正されている。

一方、商業登記の記録によると、請求者は、A社における厚生年金保険の被保険者資格取得日(昭和62年5月1日)より前の昭和60年8月31日に代表取締役役に就任しており、請求期間を含む全ての被保険者期間において同社の代表取締役であることが確認できる。

また、A社の社会保険事務担当者であったとする者は、請求者は同社の代表取締役として、業務執行権限及び社会保険事務の決裁権限を有しており、会社印及び代表者印の管理も請求者が行い、自身が会社印等を押すこともあったが、請求者の知らないところで押印することはない旨の回答及び陳述をしている。

さらに、請求者は、A社が倒産した直前に社会保険料を滞納していた期間がある旨陳述しており、請求期間当時における同社の経営状況等を把握していたものと考えられ、これらの事情を踏まえると、同社の代表取締役である請求者は、自身の当該期間に係る標準報酬月額を遡って減額する届出に関して、最終決裁者として関与していたものと認められる。

加えて、商業登記の記録において、請求期間当時、A社には請求者以外に二人の取締役が就任しており、当該二人のオンライン記録における標準報酬月額を見ると、請求者と同様に平成6年6月24日付けで、平成4年10月1日に遡って減額処理されているところ、取締役の一人は既に死亡しているため照会を行うことができず、その余の取締役の一人に照会を行ったが回答は得られなかったことから、請求者の当該期間に係る報酬月額に関する届出状況について確認することができない。

これらの事情を総合的に判断すると、請求者は、A社の業務を執行する責任を負う代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る減額訂正に関与していなかったとは考え難く、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、請求者の請求期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100048号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100080号

第1 結論

請求者のA社における平成17年12月8日の標準賞与額を43万円に訂正することが必要である。

平成17年12月8日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年12月8日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成17年12月

私がA社で正社員として勤務していた期間では、賞与が年に2回支給されており、毎回賞与から社会保険料が控除されていたところ、厚生年金保険の記録では、請求期間に係る賞与の年金記録がない。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の回答及び同社の担当者の陳述、同社から提出された平成18年分源泉徴収簿兼賃金台帳(以下「賃金台帳」という。)並びに同社における元同僚から提出された請求期間の賞与に係る明細書から判断すると、請求者は請求期間において同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、A社の回答、賃金台帳及び同社における元同僚の賞与に係る明細書により推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、43万円とすることが妥当である。

また、請求期間に係る賞与の支払年月日については、A社における請求期間当時の担当者の陳述及び複数の元同僚のオンライン記録から、平成17年12月8日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000823号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100081号

第1 結論

請求者のA社における平成31年4月15日から令和2年12月22日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成31年4月から令和2年11月までの標準報酬月額については、20万円を30万円とする。

平成31年4月15日から令和2年12月22日までの期間について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 平成5年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成31年4月15日から令和2年12月22日まで
ねんきんネットにより、A社の標準報酬月額が実際の給与支給額よりも低く記録されていることが分かった。

給与明細書を提出するので、実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間は、年金事務所が年金記録訂正請求書を受け付けた日(令和2年9月28日)において、保険料の徴収権が時効により消滅していない期間であり、オンライン記録の標準報酬月額は20万円と記録されている。

しかしながら、請求者は、請求期間における給与明細書を全て保管しているところ、当該給与明細書によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額(20万円)よりも高い額であることが確認できる。

また、日本年金機構B事務センターは、請求者の請求期間に係る本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、30万円とすることが妥当である旨回答している。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書及び日本年金機構B事務センターの回答から、30万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100111号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100082号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成16年12月10日の標準賞与額を67万5,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成16年12月10日の標準賞与額を68万7,000円に訂正することが必要である。

平成16年12月10日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年12月10日

請求期間にA社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の賞与の記録がないので、当該賞与の記録を認めてほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者及びA社から提出された賞与に係る明細書により、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与に係る明細書により確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から67万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は当該期間に係る賞与額の届出及び厚生年金保険料の納付について不明である旨回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

2 前述の賞与に係る明細書により確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、上記1の厚生年金特例法により訂正された標準賞与額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賞与に係る明細書により確認できる賞与額から、68万7,000円とすることが妥当である。

ただし、請求期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100112号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2100024号

第1 結論

昭和60年2月から昭和62年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年2月から昭和62年3月まで

請求期間について、国民年金保険料未納期間と記録されているが、当時、私はA市役所において、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 判断の理由

請求者は、B社を退職した直後(昭和60年2月)に、A市役所において、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した旨主張している。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、当該記号番号の前後の被保険者記録から判断すると、A市役所において、昭和62年7月頃に行われた国民年金の加入手続により払い出されたものと推認でき、請求者の主張は、当該加入手続時期と符合しない。

また、社会保険オンラインシステムにより氏名検索を行ったほか、日本年金機構において、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、請求者の請求期間当時の住所地であるC県内で払い出された記号番号の氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

さらに、社会保険オンラインシステムにおいて、請求者の国民年金被保険者資格の取得年月日(昭和60年2月17日)に係る処理年月日は、昭和62年7月10日と記録されており、前述の加入手続時期からすると、厚生年金保険被保険者資格の喪失時期に遡って国民年金被保険者資格の取得処理が行われたものと考えられるところ、当該加入手続時期において、請求者は、請求期間の一部期間について、国民年金法の時効の規定により、国民年金保険料を納付することができない。

加えて、請求期間のうち一部期間について、国民年金保険料を過年度納付することが可能であるものの、請求者は、国民年金の加入手続及び保険料納付は全てA市役所で行った旨陳述しており、A市は、昭和62年7月頃において、国民年金保険料の過年度に係る納付書の発行及び徴収業務は行っていない旨回答している上、請求者は、社会保険事務所(当時)に行った記憶はなく、請求期間に係る国民年金保険料の納付状況等について、よく覚えていない旨陳述している。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000519号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2100083号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和19年9月10日、喪失年月日を昭和20年*月*日とし、昭和19年9月から昭和20年*月*日までの標準報酬月額を90円とすることが必要である。

昭和19年9月10日から昭和20年*月*日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 男(子)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 明治35年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和17年6月1日から昭和20年*月*日まで

訂正請求記録の対象者(父)は、徴用により、請求期間においてA社で勤務していたところ、昭和20年*月*日の空襲で死亡した。

しかし、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。調査の上、請求期間の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社が、訂正請求記録の対象者について、厚生年金保険被保険者の資格を昭和19年9月10日に取得した旨の届出をしたことは、日本年金機構B事務センターが保管する、同社から提供を受けた「厚生年金保険被保険者資格取得届」の控え及び「*」に係る厚生年金保険被保険者台帳索引票より推認できる。

次に、被保険者資格の喪失年月日について、厚生労働省社会援護局は、請求者の母(訂正請求記録の対象者の妻)が請求した、戦傷病者戦没者遺族等援護法による給付の請求書(以下「援護法請求書」という。)に、A社の昭和28年9月1日現在の事業主が訂正請求記録の対象者は徴用者であり、昭和20年*月*日に爆死したことを証明する書類が添付されている旨、回答している。

また、訂正請求記録の対象者が、昭和20年*月*日*時*分にA社の敷地内で死亡したことは同人の戸籍によっても裏付けられ、その時刻において同社が就業時間中であり、空襲による爆撃で同社の従業員が多数死亡したことは、同社の社史やC市史等にも記載されている。

これらのことから、訂正請求記録の対象者が、昭和19年9月10日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、昭和20年*月*日に死亡により資格を喪失したことが認められる。

また、訂正請求記録の対象者の昭和19年9月から昭和20年*月*日までの標準報酬月額については、「厚生年金保険被保険者資格取得届」の控えの記載及び訂正請求記録の対象者と同日

に被保険者資格を取得した者の厚生年金保険被保険者台帳において等級変更の記録がないことから判断すると、90円とすることが妥当である。

一方、請求期間のうち、昭和17年6月1日から昭和19年9月10日までの期間については、厚生労働省社会援護局は、援護法請求書には、請求者の母が昭和28年9月4日付で、訂正請求記録の対象者がA社に徴用されたのは昭和19年9月4日であると申し立てている旨、回答している上、A社及びD健康保険組合は、請求期間において訂正請求記録の対象者が被保険者であったことを確認できる資料について不明であると回答し、E県、F県、G市及びH市も、訂正請求記録の対象者が徴用された時期について不明である旨回答しており、昭和17年6月1日から昭和19年9月10日までの期間について、訂正請求記録の対象者が同社に使用されていたことを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が、厚生年金保険被保険者として、請求期間のうち、昭和17年6月1日から昭和19年9月10日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100080号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2100025号

第1 結論

昭和60年*月から昭和63年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和40年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年*月から昭和63年1月まで

私が20歳になった頃、自宅に集金に来ていた方と母からオレンジ色の年金手帳を見せられ、私の国民年金の加入手続が終わっていることを知った。

請求期間に係る国民年金保険料は、母が納付してくれたにもかかわらず未納となっているので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

初めて国民年金の加入手続が行われた場合、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出されるところ、請求者の記号番号は、同記号番号前後の国民年金被保険者に係る記録から判断すると、昭和63年5月頃に払い出されたと推認でき、請求者の主張と符合しない。

また、オンライン記録によると、請求者は、20歳に到達する昭和60年*月*日付けで国民年金強制加入被保険者として資格取得し、昭和63年2月*日付けで国民年金第3号被保険者に種別変更しているところ、当該資格取得及び種別変更に係る処理年月日は、いずれも同年5月25日となっていることを踏まえると、請求者の国民年金第3号被保険者に係る届出がされたことに伴い、20歳到達時に遡って当該資格取得に係る処理が社会保険事務所(当時)において行われたと推認できることから、当該資格取得に係る処理がされるまで、請求者は国民年金に未加入であり、請求期間に係る国民年金保険料を納付することができない。

さらに、国民年金法の時効に関する規定により、前述の資格に係る処理が行われた時点において、請求期間のうち、一部の期間に係る国民年金保険料については過年度納付を行うことが可能であるが、請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする請求者の母は既に亡くなっていることから、当時の具体的な加入手続及び納付状況を確認することができない。

加えて、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、前述の記号番号とは別の記号番号の払出しが必要となるところ、別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により複数の読み方で氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者又は請求者の母が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2100101号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2100026号

第1 結論

昭和61年4月から昭和62年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和61年4月から昭和62年3月まで

当時、居住していたA県B市(現在は、A県C市)で地区の世話役をしていた方の勧めで、母が私の国民年金の加入手続きを行い、その方を通じて請求期間に係る国民年金保険料を納付してくれた。

年金記録では請求期間が未加入となっているところ、この度昭和61年4月に国民年金に加入したとする年金手帳が見付かったので、調査の上、請求期間に係る年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿(以下「払出簿」という。)によると、請求者から提出された年金手帳に係る国民年金手帳記号番号「*」(以下「記号番号①」という。)は、請求期間中の昭和61年10月9日にB市において払い出されていることが確認でき、当該記号番号前後の被保険者に係る記録及び当該年金手帳の記載内容から、請求者の加入手続きは昭和61年秋頃に行われ、請求者は当該記号番号により同年4月1日に遡って被保険者資格を取得したものと推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、記号番号①に係る被保険者記録は、請求期間後の昭和62年8月10日に取消処理が行われている。

前述の取消処理について、C市は当時の資料がなく取消理由等は不明である旨回答及び陳述しているところ、オンライン記録によると、i)当該取消処理のおよそ1か月前(昭和62年7月9日)には過年度納付書が発行された事蹟が確認でき、同日時点で請求期間の国民年金保険料に未納があったことが推認されること、ii)仮に取消処理をされた被保険者記録に国民年金保険料納付が確認できた場合、当該保険料は還付されることとなるが、記号番号①の被保険者記録には、過誤納による還付及び充当記録が見当たらないことから、当該記号番号による請求期間に係る国民年金保険料納付はなかったものと考えられ、また、当該取消処理以降、請求者は請求期間において国民年金に未加入となり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

一方、払出簿において、請求者が学生であったとする昭和60年10月22日(請求期間前)に、請求者に対して前述の記号番号①とは別の国民年金手帳記号番号「*」(以下「記号番号②」という。)が、B市において職権により払い出されていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、記号番号②に係る被保険者記録は、前述の記号番号①が払い出された同日(昭和61年10月9日)に取消処理が行われており、記号番号の重複による取消しが行われたものとするのが自然であるところ、当該被保険者記録においても、

過誤納による還付及び充当等の記録が見当たらないことなどから、記号番号②による請求期間に係る国民年金保険料納付はなかったものと考えられる。

また、請求者の国民年金への加入を勧めた者として請求者の母が記憶する姓について、C市は、B市の元職員の陳述により、請求期間当時、同市に同姓の国民年金委員（国民年金の加入勧奨や国民年金保険料の集金に従事する者）がいたことは確認できた旨回答及び陳述しているところ、当該者は既に亡くなっていることから、請求者の請求期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況を、当該者に確認することができない。

さらに、請求者は、国民年金に係る加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする請求者の母は、請求者の国民年金の加入時期や納付方法など具体的なことはよく覚えていないとしており、当時の詳細な状況について確認できない。

加えて、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、前述の記号番号①及び②とは別の記号番号の払出しが必要となるところ、別の記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステム等により複数の読み方で氏名検索を行ったが、請求者に対する別の記号番号の払出しは確認できない。

このほか、請求者又は請求者の母が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、当該期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。